

深刻化する人手不足に対応するため法制化

# 外国人 特定技能 制度 について

*Specific technical intern training*

在留期間は通算で上限 5 年まで（1 年、6 か月又は 4 か月ごとの更新）

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、2019 年 4 月 1 日より、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある**特定産業分野**（下表に掲げる）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みとして「**特定技能制度**」が創設されました。

## 【特定産業分野】

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 厚生労働省 | ①介護 ②ビルクリーニング                           |
| 経済産業省 | ③工業製品製造業（旧名：素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産）   |
| 国土交通省 | ④建設 ⑤造船・舶用工業 ⑥自動車整備 ⑦航空 ⑧宿泊 ⑨自動車運送業 ⑩鉄道 |
| 農林水産省 | ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業 ⑮林業 ⑯木材産業         |

在留資格「特定技能」には、以下の 2 種類があります。

### 特定技能 1 号

特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験**を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

### 特定技能 2 号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。上表のうち、③**素形材産業**、**産業機械製造業**、**電気・電子情報関連産** ④**建設** ⑤**造船・舶用工業** ⑪**農業** ⑬**飲食料品製造業** ⑭**外食業** のみ取得可能。要件を満たせば家族（配偶者・子）の帯同も可能。

## 【制度の目的が異なる】

「**技能実習制度**」は協定国の方に**日本の高い技術を現場での実習を通じて身につけていただき、帰国後に培った技術を広めていただくという国際貢献**を制度の目的としています。

一方で、2019 年 4 月に新設された在留資格「**特定技能実習制度**」は、**日本企業の人手不足を補うことを目的**としています。

## 【受け入れの人数制限の有無】

「技能実習」の場合には目的が「技能移転」であるため、適切に指導ができるよう、受け入れには人数制限があります。

一方で「特定技能」の場合は目的が「人手不足を補うため」なので、原則として受け入れ人数に制限がありません。ただし、**介護分野**、**建設分野**では制限がありますので注意が必要です。